

豊浜漁港区域内泊地指定管理者運営モニタリング結果（2021年度）

1 施設の概要

施設名 : 豊浜漁港区域内泊地
所在地 : 知多郡南知多町大字豊浜字豊浦地内
設置根拠 : 愛知県漁港管理条例（平成 11(1999)年 条例で区域指定）
設置目的 : 漁港内で増大するプレジャーボートを集約し、漁業従事者へ影響が及ぼさないよう適正に管理するため
施設概要 : 泊地 8,560 m²

2 指定管理概要

指定管理者名 豊浜漁業協同組合
指定期間 2021年4月1日から2026年3月31日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況
定期的な施設内巡視：1日2回以上の巡視を行い、船舶の係留状況の確認及び施設巡視の実施。
施設の清掃：年6回程度実施するとともに、台風等により多大な流木やごみが漂着した際には、漁港管理者と協力して復旧にあたる。

3 利用状況

(単位:人、件)

区分	2021年度		2020年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
豊浜漁港区域内泊地	—	29	—	33	△4

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

(単位:千円)

区分	2021年度		2020年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	2,273	2,273	2,273	2,273	0
利用料金収入	—	—	—	—	—
指定管理料	2,273	2,273	2,273	2,273	0
その他	0	0	0	0	0
支出	2,273	2,273	2,273	2,273	0
収支差	0	0	0	0	0

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	一部の項目では見直しが必要であるが、概ね県の求める水準で管理運営ができています。利用者への指導については、より高水準な対応を実施している。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	施設利用者の平等な利用の確保や法令遵守など、県の求める水準通り適切に行われていた。
施設の適正な管理	A	施設の巡視や利用者への指導等、県の求める水準どおり適切に行われていた。
サービスの維持・向上	B	利用者からの意見の聞き取り等、県の求める水準どおり適切に行われていたが、コロナの影響により、地元との連携活動は見直しを行う必要がある。
運営等の安定性	B	県との連携や文書管理等、県の求める水準どおり適切に行われていたが、管理規程や情報公開規程において見直しを行う必要がある。

【評価の基準】

評価	基準
S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。
A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。(協定書等の水準)
B	一部分を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。
C	県の求める水準と比べて不十分な状況である。

(3) 今後の対応等

施設の管理運営業務全般について、概ね県の求める水準どおり行っているが、一部見直しが必要な項目があるため、今後もモニタリングを通じて管理運営状況を確認し、指導していく。

6 利用者からの反応

利用者からの要望・苦情などの意見については、泊地利用者により組織される利用者会を通じて確認しているが、これまでのところ特段の意見は伺っていない。

7 その他

該当事項なし。

○ 問い合わせ先

都市・交通局港湾課港湾管理グループ
電話：052-954-6564 (ダイヤルイン)
ファクシミリ：052-953-1793
メールアドレス：:kowan@pref.aichi.lg.jp